

岸部市民センター給水設備維持管理業務仕様書

1 目的

本業務は、吹田市立岸部市民センターの給水設備の正常な機能と良好な運転状態を保持するため、次のとおり保守点検を実施する。

2 設備内容

- (1) 加圧給水ポンプ（型式 40KNB50A2.2）— 2 台（自動交互運転）
- (2) 受水槽 FRP サンドイッチ構造 有効容量 4,000ℓ

3 実施回数

- (1) 給水設備の保守点検は年 2 回実施する。
- (2) 受水槽清掃業務は年 1 回実施する。

4 加圧給水ポンプ保守点検項目

- (1) ポンプ起動停止圧力
 - ア 圧力スイッチの確認により銘板の数値（2.8Kgf/cm²）を保つこと。
- (2) 電流計・電圧計
 - ア 電動機の定格値（9 A）以下であること。
 - イ 電流計の針がふれないこと。
 - ウ 定格電圧（200 V）の±10%の範囲を保つこと。
 - エ 計器相互間のアンバランスがないこと。
- (3) 軸受け部・軸受
 - ア 軸受け部では目視によりメカニカルシールより滴下しないこと。
 - イ 軸受に異常音がないこと。
- (4) 電動機の絶縁抵抗
 - 絶縁計による数値は、1 MΩ 以上であること。
- (5) 各部温度・運転音・振動
 - ア 触手または、温度計により確認し、軸受けは外気温度＋40℃以下であり、電動機は、外気温度＋75℃以下であること。
 - イ 聴音等により、運転音、振動音に異常がないか確認する。
- (6) 制御盤
 - ア ビス類の緩み。
 - イ マグネットスイッチ類の接点の磨耗、各リレーに変色がないこと。

5 受水槽保守項目

(1) 受水槽点検

- ア 受水槽の水漏れの確認
- イ マンホール蓋の確認
- ウ 各バルブの良否
- エ 止水弁（ボールタップ）の良否
- オ 通気口、オーバーフロー管、防虫網の良否
- カ 残留塩素、PH 値の確認
- キ 受水槽周辺の清掃

(2) 受水槽清掃

水道法第34条の2、同施行規則第23条、第24条に準じて清掃業務を実施する。

(3) 水質検査

水質検査は、受水槽の清掃後1週間以内に採取した水道水を所定の検査機関に提出し、次の項目の水質検査を受けるものとする。

- ア 硝酸性および亜硝酸性窒素
- イ 塩素イオン
- ウ 臭素
- エ 味
- オ 色度
- カ 濁度
- キ 一般細菌
- ク 大腸菌群
- ケ PH 値
- コ 鉄
- サ 有機物（過マンガン酸カリウム消費量）
- シ マンガン